

原発事故による母子避難者等に対するあぶくま高原道路の無料措置について

あぶくま高原道路では、原発事故の避難者に対する無料措置を実施しておりますが、原発事故による母子避難者等に対しても、帰宅・帰還を支援するため、あぶくま高原道路の無料措置を以下のとおり実施いたします。

1 対象者

原発事故発生時に福島県浜通り・中通り（原発による警戒区域等を除く）に居住しており、当該地域の外で避難して二重生活を強いられている母子避難者等のうち、高速道路の無料措置を受けるために、避難元の市町村長から交付を受けた「母子・父子避難等及びその経路に係る証明書」の避難元の最寄のインターチェンジが「東北自動車道 矢吹IC」または「磐越自動車道 小野IC」と記載されている方。

2 対象車種

中型車以下（対象者が運転または同乗している車両）

※大型車、特大車は対象となりません。

3 実施期間

平成30年4月1日(日)0:00～平成31年3月31日(日)24:00まで

4 措置内容

あぶくま高原道路のうち有料区間である矢吹中央ICから玉川ICの通行料金が無料となります。

5 通行方法

料金所で次の2つの書面を提示のうえ、「母子避難者等」である旨を係員にお申し出ください。

- ① 「母子・父子避難等及び移動経路に係る証明書」で避難元の最寄のICが「東北自動車 矢吹IC」または「磐越自動車道 小野IC」と記載されているもの。

※上記の証明書は、高速道路の無料措置を受けるために避難元の市町村長から交付を受けられた証明書です。あぶくま高原道路の無料措置のために別途の証明書は必要ありません。

- ② ご本人が確認できる公的書面

（例）運転免許証、パスポート、顔写真付の住民基本台帳カード、健康保険証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小型船舶操縦免許証、後期高齢者医療被保険証、介護保険証、宅地建物取引主任者証等

※いずれも原本の提示が必要です。（コピーは無効となります）

※通行時に、2つの書面の提示がない場合は、無料措置を受けることができませんのでご注意ください。（後日の提示等による払い戻しには、応じられません。）

（お問い合わせ先 福島県道路公社 管理グループ 電話 0248-41-2171）